

東北福祉カレッジ

The northeast welfare college

サービス管理責任者等研修事業

A service management person in charge is basic training.(going to school course)

学 則

School regulation

1 開講目的

- (1) 障がい福祉分野における教育機関を設置することは、障害福祉従事者に関する専門的な知識を有する優秀な人材を育成するとともに、当カレッジの設置は人材養成を通して地域で安心して住み続けることができる環境整備に寄与することを目的とする。
- (2) 社会活動と知識、教養の向上ならびに日常の就業体制を支援することにつながり、当カレッジの設置は社会全体の好循環を生む架け橋となることを目的とする。
- (3) 社会貢献を目指す良質な人材が社会活動を安心して継続するためにも、公的な資格を習得することは、更に安定的な生活水準を確保することにつながり、当カレッジの設置は雇用安定を推進することを目的とする。
- (4) 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技術を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下、「サービス管理責任者等」という。）の養成を図ることを目的とする。

2 研修事業の名称

- ① サービス管理責任者補足研修（相談支援従事者初任者研修（講義部分））
- ② サービス管理責任者等基礎研修
- ③ サービス管理責任者等実践研修
- ④ サービス管理責任者等更新研修

3 場 所

会場名	所在地
東北福祉カレッジ 神奈川校	〒224-0032 神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央10-1

4 研修期間・年間の開講時期・研修時間数等

・研修の名称：サービス管理責任者補足研修（相談支援従事者初任者研修（講義部分））

日程	時刻	時間	科目名
1日目	10:40～12:10	1.5	相談支援（障害児者支援）の目的
	12:20～13:20	1	相談支援の基本視点（障害児者支援の基本的視点）
	14:20～15:50	1.5	相談支援の基本視点（障害児者支援の基本的視点）
	16:00～17:00	1	相談支援に必要な技術
2日目	9:40～11:10	1.5	障害者総合支援法の理念・現状とサービス提供プロセス及びその他関連する法律等に関する理解
	11:20～12:50	1.5	障害者総合支援法及び児童福祉法における相談支援（サービス提供）の基本
	13:50～15:20	1.5	相談支援におけるケアマネジメントの手法とプロセス
	15:30～17:00	1.5	相談支援における家族支援と地域資源の活用への視点
	計	11時間	

（注）適宜、休憩時間を設定すること。ただし休憩時間は、規定の履修時間には含まれない。

・研修の名称：サービス管理責任者等基礎研修

日程	時刻	時間	科目名
1日目	9:00～10:00	1	サービス（支援）提供の基本的な考え方
	10:10～11:40	1.5	サービス（支援）提供のプロセス
	12:40～14:20	1.5	サービス等利用計画（障害児支援利用計画）と個別支援計画の関係
	14:30～16:00	1.5	サービス（支援）提供における利用者主体のアセスメント①
	16:10～17:10	1	サービス（支援）提供における利用者主体のアセスメント②
	17:20～18:20	1	個別支援計画作成のポイントと作成手順
2日目	9:40～11:40	2	個別支援計画の作成①
	12:40～15:10	2.5	個別支援計画の作成②
	15:20～16:50	1.5	個別支援計画の実施状況の把握（モニタリング）及び記録方法
	17:00～18:30	1.5	個別支援計画の実施状況の把握（モニタリング）及び記録方法
	計	15時間	

（注）適宜、休憩時間を設定すること。ただし休憩時間は、規定の履修時間には含まれない。

・研修の名称：サービス管理責任者等実践研修

日程	時刻	時間	科目名
1日目	9:00～10:00	1	障害者福祉施策の最新の動向
	10:05～11:05	1	モニタリングの方法①
	11:10～12:10	1	モニタリングの方法②
	13:10～14:40	1.5	個別支援会議の運営方法①
	14:50～15:50	1	個別支援会議の運営方法②
	15:55～16:55	1	個別支援会議の運営方法③
	17:00～18:00	1	個別支援会議の運営方法④
2日目	9:00～9:30	0.5	サービス提供職員への助言・指導について①
	9:30～10:30	1	サービス提供職員への助言・指導について②
	10:40～11:40	1	実地教育としての事例検討会の進め方①
	11:45～12:45	1	実地教育としての事例検討会の進め方②
	13:45～14:35	0.9	サービス担当者会議などにおけるサービス管理責任者の役割
	14:40～15:30	0.9	自立支援協議会を活用した地域課題に向けた取組
	15:35～16:35	1	サービス担当者会議と自立支援協議会の活用についてのまとめ①
	16:40～17:30	0.9	サービス担当者会議と自立支援協議会の活用についてのまとめ②
	計	14.5時間	

(注) 適宜、休憩時間を設定すること。ただし休憩時間は、規定の履修時間には含まれない。

・研修の名称：サービス管理責任者等更新研修

日程	時刻	時間	科目名
1日目	9:00～10:00	1	障害者（児童）福祉施策の最新の動向
	10:05～11:35	1.5	事業所としての自己検証
	11:35～12:35	1	サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）としての自己検証①
	13:00～14:00	1	サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）としての自己検証②
	14:05～15:35	1.5	関係機関との連携
2日目	9:00～10:00	1	サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）としてのスーパービジョン①
	10:05～11:05	1	サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）としてのスーパービジョン②
	11:10～12:10	1	サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）としてのスーパービジョン③
	13:00～14:00	1	事例検討のスーパービジョン
	14:05～15:05	1	サービス（支援）提供職員等へのスーパービジョン①
	15:10～16:10	1	サービス（支援）提供職員等へのスーパービジョン②
	16:20～17:20	1	研修のまとめ
	計	13時間	

（注）適宜、休憩時間を設定すること。ただし休憩時間は、規定の履修時間には含まれない。

年間の開講時期

・サービス管理責任者補足研修およびサービス管理責任者等基礎研修

令和8年度	募集期間	選考期間	受講決定通知 受講料納付 課題提出期間	開講日程		募集 定員
				1日目	2日目	
第1回	2月1日～ 2月28日	3月1日～ 3月30日	3月1日～ 3月30日	1日目	4月23日	100
				2日目	4月24日	
				3日目	4月25日	
				4日目	4月26日	
第2回	3月1日～ 3月30日	4月1日～ 4月30日	4月1日～ 4月30日	1日目	5月28日	100
				2日目	5月29日	
				3日目	5月30日	
				4日目	5月31日	
第3回	4月1日～ 4月30日	5月1日～ 5月30日	5月1日～ 5月30日	1日目	6月25日	100
				2日目	6月26日	
				3日目	6月27日	
				4日目	6月28日	
第4回	5月1日～ 5月30日	6月1日～ 6月30日	6月1日～ 6月30日	1日目	7月23日	100
				2日目	7月24日	
				3日目	7月25日	
				4日目	7月26日	
第5回	6月1日～ 6月30日	7月1日～ 7月30日	7月1日～ 7月30日	1日目	8月27日	100
				2日目	8月28日	
				3日目	8月29日	
				4日目	8月30日	
第6回	7月1日～ 7月30日	8月1日～ 8月30日	8月1日～ 8月30日	1日目	9月24日	100
				2日目	9月25日	
				3日目	9月26日	
				4日目	9月27日	
第7回	8月1日～ 8月30日	9月1日～ 9月30日	9月1日～ 9月30日	1日目	10月29日	100
				2日目	10月30日	
				3日目	10月31日	
				4日目	11月1日	
第8回	9月1日～	10月1日～	10月1日～	1日目	11月26日	100

	9月30日	10月30日	10月30日	2日目	11月27日	
				3日目	11月28日	
				4日目	11月29日	
第9回	10月1日～ 10月30日	11月1日～ 11月30日	11月1日～ 11月30日	1日目	12月24日	100
				2日目	12月25日	
				3日目	12月26日	
				4日目	12月27日	
第10回	11月1日～ 11月30日	12月1日～ 12月30日	12月1日～ 12月30日	1日目	1月28日	100
				2日目	1月29日	
				3日目	1月30日	
				4日目	1月31日	
第11回	12月1日～ 12月30日	1月1日～ 1月30日	1月1日～ 1月30日	1日目	2月25日	100
				2日目	2月26日	
				3日目	2月27日	
				4日目	2月28日	
第12回	1月1日～ 1月30日	2月1日～ 2月28日	2月1日～ 2月28日	1日目	3月25日	100
				2日目	3月26日	
				3日目	3月27日	
				4日目	3月28日	

サービス管理責任者等実践研修

令和8年度	募集期間	選考期間	受講決定通知 受講料納付 課題提出期間	開講日程		募集 定員
第1回	2月1日～ 2月28日	3月1日～ 3月30日	3月1日～ 3月30日	1日目	4月18日	100名
				2日目	4月19日	
第2回	3月1日～ 3月30日	4月1日～ 4月30日	4月1日～ 4月30日	1日目	5月23日	100名
				2日目	5月24日	
第3回	4月1日～ 4月30日	5月1日～ 5月30日	5月1日～ 5月30日	1日目	6月20日	100名
				2日目	6月21日	
第4回	5月1日～ 5月30日	6月1日～ 6月30日	6月1日～ 6月30日	1日目	7月18日	100名
				2日目	7月19日	
第5回	6月1日～ 6月30日	7月1日～ 7月30日	7月1日～ 7月30日	1日目	8月15日	100名
				2日目	8月16日	
第6回	7月1日～	8月1日～	8月1日～	1日目	9月19日	100名

	7月30日	8月30日	8月30日	2日目	9月20日	
第7回	8月1日～ 8月30日	9月1日～ 9月30日	9月1日～ 9月30日	1日目	10月17日	100名
				2日目	10月18日	
第8回	9月1日～ 9月30日	10月1日～ 10月30日	10月1日～ 10月30日	1日目	11月14日	100名
				2日目	11月15日	
第9回	10月1日～ 10月30日	11月1日～ 11月30日	11月1日～ 11月30日	1日目	12月19日	100名
				2日目	12月20日	
第10回	11月1日～ 11月30日	12月1日～ 12月30日	12月1日～ 12月30日	1日目	1月16日	100名
				2日目	1月17日	
第11回	12月1日～ 12月30日	1月1日～ 1月30日	1月1日～ 1月30日	1日目	2月20日	100名
				2日目	2月21日	
第12回	1月1日～ 1月30日	2月1日～ 2月28日	2月1日～ 2月28日	1日目	3月20日	100名
				2日目	3月21日	

・サービス管理責任者等更新研修

令和8年度	募集期間	選考期間	受講決定通知 受講料納付 課題提出期間	開講日程		募集 定員
第1回	2月1日～ 2月28日	3月1日～ 3月30日	3月1日～ 3月30日	1日目	4月11日	100名
				2日目	4月12日	
第2回	3月1日～ 3月30日	4月1日～ 4月30日	4月1日～ 4月30日	1日目	5月16日	100名
				2日目	5月17日	
第3回	4月1日～ 4月30日	5月1日～ 5月30日	5月1日～ 5月30日	1日目	6月13日	100名
				2日目	6月14日	
第4回	5月1日～ 5月30日	6月1日～ 6月30日	6月1日～ 6月30日	1日目	7月11日	100名
				2日目	7月12日	
第5回	6月1日～ 6月30日	7月1日～ 7月30日	7月1日～ 7月30日	1日目	8月8日	100名
				2日目	8月9日	
第6回	7月1日～ 7月30日	8月1日～ 8月30日	8月1日～ 8月30日	1日目	9月12日	100名
				2日目	9月13日	
第7回	8月1日～ 8月30日	9月1日～ 9月30日	9月1日～ 9月30日	1日目	10月10日	100名
				2日目	10月11日	
第8回	9月1日～ 9月30日	10月1日～ 10月30日	10月1日～ 10月30日	1日目	11月7日	100名
				2日目	11月8日	
第9回	10月1日～ 10月30日	11月1日～ 11月30日	11月1日～ 11月30日	1日目	12月12日	100名
				2日目	12月13日	

第10回	11月1日～	12月1日～	12月1日～	1日目	1月9日	100名
	11月30日	12月30日	12月30日	2日目	1月10日	
第11回	12月1日～	1月1日～	1月1日～	1日目	2月13日	100名
	12月30日	1月30日	1月30日	2日目	2月14日	
第12回	1月1日～	2月1日～	2月1日～	1日目	3月13日	100名
	1月30日	2月28日	2月28日	2日目	3月14日	

(留意事項)

※ 感染予防の観点から、基礎研修の1日目から4日目および実践研修の1日目から2日目、更新研修の1日目から2日目までは、オンライン研修（ZOOM）にて開催する。

5 受講定員

研修名	定員	年間
・サービス管理責任者補足研修	各回 100名	1200名
・サービス管理責任者等基礎研修	各回 100名	1200名
・サービス管理責任者等実践研修	各回 100名	1200名
・サービス管理責任者等更新研修	各回 100名	1200名

但し、開講2週間前までに8名以上の受講希望がない場合、開講しないことがある。

6 受講対象者および実務経験

・サービス管理責任者補足研修（相談支援従事者初任者研修（講義部分））

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「サービス管理責任者研修事業の実施について」（平成 18 年 8 月 30 日障発第 08300004 号:令和 2 年 3 月 31 日一部改正）の 3(1)① 及び 4(1)①において規定されている「基礎研修」の対象者であって、次のいずれかに該当する者。

指定障害福祉サービス事業所又は、指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業所においてサービス管理責任者等として従事予定であって、サービス管理責任者等基礎研修を受講予定の者。サービス管理責任者等基礎研修受講実務経験年数は以下の通り。

指定障害者福祉サービス事業所又は、指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業所においてサービス管理責任者等として従事予定であって、次に掲げる区分に応じ、通算して右欄に掲げる年数以上の実務経験を有する者。

業務	実務経験年数
相談支援業務	3 年
社会福祉主事任用資格等を有しない者による直接支援業務	6 年
社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援業務（社会福祉主事任用資格等の取得以前の期間を含めることができる）	3 年
国家資格等による業務に一定期間以上従事している者による相談支援業務及び直接支援の業務（国家資格等による業務の期間と相談・直接支援の業務の期間が同時期でも可）	1 年

サービス管理責任者の実務要件		別添7
業務の範囲	対象となる事業・業務等	経験年数
① 相談支援業務 ※日常生活の自立に関する相談に応じ、助言・指導等の支援を行う業務	ア 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者 イ 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センター、その他これらに準ずる施設の従事者又はこれに準ずる者 ウ 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター、その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者 エ 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者 オ 特別支援学校その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者 カ 次のいずれかに該当する者が従事する保険医療機関 (1) 社会福祉主事任用資格者 (2) 相談支援の業務に関する基礎的研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得した者と認められる者 (3) 国家資格等(※1)を有している者 (4) 上記アからオに掲げる従業者及び従事者の期間が1年以上である者	通算して5年以上
	ア 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床、その他これらに準ずる施設の従業者 イ 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者 ウ 保険医療機関又は保険薬局、訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者 エ 特例子会社、重度障害者多数雇用事業所その他これらに準ずる施設の従業者 オ 特別支援学校その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者	通算して8年以上
③ 有資格者	次のいずれかに該当する者が、上記②のアからオに掲げる業務に従事する場合 (1) 社会福祉主事任用資格者 (2) 相談支援の業務に関する基礎的研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得した者と認められる者 (3) 保育士 (4) 児童指導員任用資格者 (5) 精神障害者社会復帰指導員	通算して5年以上
	国家資格等(※1)に基づく業務に通算して3年以上従事している者が、上記の①及び②に掲げる業務に従事する場合	通算して3年以上

(※1) 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士含む)、精神保健福祉士
(※2) 「1年以上」→業務に従事した期間が1年以上かつ実際に従事した日数が1年あたり180日以上

児童発達支援管理責任者の実務要件		別添8
業務の範囲	対象となる事業・業務等	経験年数
① 相談支援業務 ※日常生活の自立に関する相談に応じ、助言・指導等の支援を行う業務	ア 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者 イ 児童相談所、児童家庭支援センター、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センター、その他これらに準ずる施設の従事者又はこれに準ずる者 ウ 障害者支援施設、障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター、その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者 エ 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者 オ 学校(大学を除く)その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者 カ 次のいずれかに該当する者が従事する保険医療機関 (1) 社会福祉主事任用資格者 (2) 相談支援の業務に関する基礎的研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得した者と認められる者 (3) 国家資格等(※1)を有している者 (4) 上記アからオに掲げる従業者及び従事者の期間が1年以上である者	①～③共通 老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験3年以上 かつ 通算して5年以上
	ア 障害者支援施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害児入所施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床、その他これらに準ずる施設の従業者 イ 障害福祉サービス事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者 ウ 保険医療機関又は保険薬局、訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者 エ 特例子会社、重度障害者多数雇用事業所その他これらに準ずる施設の従業者 オ 学校(大学を除く)その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者	かつ 通算して8年以上
③ 有資格者	次のいずれかに該当する者が、上記②のアからオに掲げる業務に従事する場合 (1) 社会福祉主事任用資格者 (2) 相談支援の業務に関する基礎的研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得した者と認められる者 (3) 保育士 (4) 児童指導員任用資格者 (5) 精神障害者社会復帰指導員	かつ 通算して5年以上
	国家資格等(※1)に基づく業務に通算して5年以上従事している者が、上記の①及び②に掲げる業務に従事する場合	かつ通算して3年以上

(※1) 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士含む)、精神保健福祉士
(※2) 「1年以上」→業務に従事した期間が1年以上かつ実際に従事した日数が1年あたり180日以上

・サービス管理責任者等基礎研修

こども家庭庁支援局長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「サービス管理責任者研修事業の実施について」（こ支障第34号 障発0630第7号：令和5年6月30日一部改正）の3(1)①及び4(1)①において規定されている「基礎研修」の対象であって、次のいずれかに該当する者。

指定障害者福祉サービス事業所又は、指定障害児入所施設及び指定障害児通所支援事業所においてサービス管理責任者等として従事予定であって、次に掲げる区分に応じ、通算して右欄に掲げる年数以上の実務経験を有する者。

業務	実務経験年数
相談支援業務	3年
社会福祉主事任用資格等を有しない者による直接支援業務	6年
社会福祉主事任用資格等を有する者による直接支援業務（社会福祉主事任用資格等の取得以前の期間を含めることができる）	3年
国家資格等による業務に一定期間以上従事している者による相談支援業務及び直接支援の業務（国家資格等による業務の期間と相談・直接支援の業務の期間が同時期でも可）	1年

（留意事項）

- ※ 受講要件となる業務の詳細は、別紙Ⅰ（サービス管理責任者基礎研修の受講要件となる実務経験一覧表）及び別紙Ⅰ－Ⅰ（児童発達支援管理責任者基礎研修の受講要件となる実務経験一覧表）をご確認下さい。
- ※ 従事している（していた）業務が、実務経験一覧表のいずれに該当するか不明な場合は、事務所・施設等の管理者や設置している市区町村等へお問い合わせください。

・サービス管理責任者等実践研修

子ども家庭庁支援局長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「サービス管理責任者研修事業の実施について」（こ支障第34号 障発0630第7号：令和5年6月30日一部改正）の3(2)①及び4(2)①において規定されている「実践研修」の対象であって、次のいずれかに該当する者。

・「サービス管理責任者実践研修」

- (ア) 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号。以下「サービス管理責任者告示」という。）第1号イの(2)の(二)に規定する基礎研修修了者となった日以後、本研修の受講開始日前5年間に指定障害福祉サービス事業所等その他の事業所等において通算して2年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者で、指定障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの
- (イ) サービス管理責任者基礎研修受講開始日においてサービス管理責任者告示第1号イの(1)に規定する実務経験者である者であって、同研修及び相談支援従事者初任者研修（講義部分）を修了後、本研修の受講開始日前5年間に指定障害福祉サービス事業所等又は指定障害児入所施設若しくは指定障害児通所支援事業所（以下「指定障害児入所施設等」という。）において通算して六月以上、同号イの(2)の(二)のbに規定する業務（以下「個別支援計画作成の業務」という。）に従事したもので、指定障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの
- (ウ) 平成31年4月1日において改正前の指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（以下「旧サービス管理責任者告示」という。）第1号イの(1)から(5)までのいずれかの規定に該当する者（相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了者又は旧サービス管理責任者告示第1号イの(1)の(二)のbに規定する旧障害者ケアマネジメント研修修了者を除く。）であって、同日以後に相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了者となったもの（アに定める期間、相談支援の業務若しくは直接支援の業務に従事した者又はイに定める期間、個別支援計画作成の業務に従事した者に限る。）で、指定障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの
- (エ) サービス管理責任者告示第1号イの(2)の柱書きに定める期間内にサービス管理責任者更新研修の修了者とならなかった者で、指定障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの
- ※この場合にあつては、アに定める期間、相談支援の業務若しくは直接支援の業務に従事した者であること又はイに定める期間、個別支援計画作成の業務に従事した者であることを要しない。

・児童発達支援管理責任者実践研修

- (ア) 障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として子ども家庭庁長官が定めるもの

(平成 24 年厚生労働省告示第 230 号。以下「児童発達支援管理責任者告示」という。) 第 2 号イに規定する基礎研修修了者となった日以後、本研修の受講開始日前 5 年間に指定障害 児入所施設等その他の事業所等において通算して 2 年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者で、指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの なお、児童発達支援管理責任者告示第 1 号に定める実務経験において老人福祉施設・医療機関(療養病床関係病室に限る。)等以外での実務経験が 3 年以上必要であることに留意すること。

(イ) 児童発達支援管理責任者基礎研修受講開始日において児童発達支援管理責任者告示第 1 号に規定する実務経験者である者であって、同研修及び相談支援従事者初任者研修(講義部分)を修了後、本研修の受講開始日前 5 年間に指定障害福祉サービス事業所等又は指定障害児入所施設等において通算して六月以上、第 2 号口の(2)に規定する業務(以下「障害児個別支援計画作成の業務」という。)に従事したもので、指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの

(ウ) 平成 31 年 4 月 1 日において改正前の障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(以下「旧児童発達支援管理責任者告示」という。)第 2 号の規定に該当する者(相談支援従事者初任者研修(講義部分)修了者又は旧障害者ケアマネジメント研修修了者を除く。)であって、同日以後に相談支援従事者初任者研修(講義部分)修了者となったもの(アに定める期間、相談支援の業務若しくは直接支援の業務に従事した者又はイに定める期間、障害児個別支援計画作成の業務に従事した者に限る。)で、指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの

(エ) 児童発達支援管理責任者告示第 2 号柱書きに定める期間内に児童発達支援管理責任者更新研修の修了者とならなかった者で、指定障害児入所施設等において児童発達支援管理責任者として従事しているもの又は従事しようとするもの この場合にあつては、アに定める期間、相談支援の業務若しくは直接支援の業務の従事した者であること又はイに定める期間、障害児個別支援計画作成の業務に従事した者であることを要しない。

1 実践研修の受講に必要な実務経験について【別添1・2】

(ア) サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）の研修体系については、令和元年度より、基礎研修修了後に実践研修を受講するために必要な実務経験（OJT）を「2年以上」としておりますが、新たに、基礎研修受講開始時において既に実務経験者である者が、実践研修を受講するための実務経験（OJT）として障害福祉サービスに係る個別支援計画の作成の一連の業務に従事し、その旨を指定権者に届け出ている場合は、例外的に「6月以上」とします。

サービス管理責任者等研修制度の変更点のポイント

別添1

① 実践研修の受講に係る実務経験（OJT）について ※「サービス管理責任者等」とは、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。

- 現行制度上、**実践研修の受講にあたって必要な実務経験A(OJT)**については、基礎研修修了後「**2年以上**」の期間としており、これを原則として維持しつつ、**一定の要件を充足した場合には、例外的に「6月以上」**の期間で受講を可能とする。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

- 基礎研修受講時に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件B**（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。
- 障害福祉サービス事業所等において、**個別支援計画作成の業務**に従事する。（具体的には以下のいずれかのとおり）
 - サービス管理責任者等が配置されている事業所において、**個別支援計画の原案の作成までの一連の業務**（※）を行う。
 - やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、**サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務**を行う。

（※）利用者へ面接の上アセスメントを実施し、個別支援計画の原案を作成し、サービス管理責任者が開催する個別支援会議へ参加する等。詳細については今後周知予定。
- 上記業務に従事することについて、指定権者に**届出**を行う。
（施行日前の実務経験A(OJT)の取扱い及び届出の方法等、詳細については今後整理した上で周知予定）

実務経験要件

実務経験B

相談支援業務
又は
直接支援業務
3～8年

研修修了要件

配置要件（原則）

基礎研修
(26h)
修了

実務経験A(OJT)（相談支援業務又は直接支援業務）
(2年以上)

実践研修
(14.5h)
修了

新配置要件（例外）

要件①
基礎研修受講時に既に左記実務経験要件
(3～8年)を満たしている者に限り選択可能なルート

基礎研修
(26h)
修了

要件②
実務経験A(OJT)
(個別支援計画作成)
(6月以上) **【新規】**

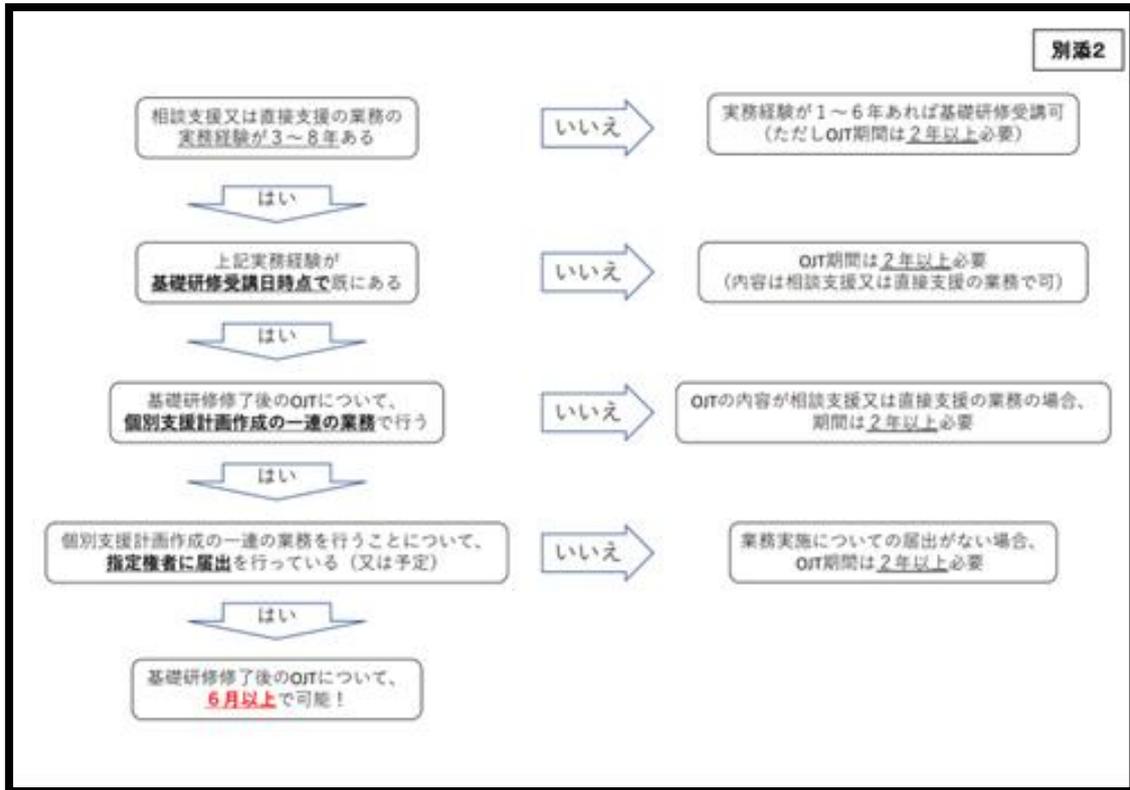
要件③
個別支援計画の作成の業務
に従事する旨を事前届出

（具体的な業務内容）
利用者へ面接の上アセスメントを実施、個別支援計画の原案を作成、サービス管理責任者等が開催する個別支援会議への参加等

サービス管理
責任者等として
配置可
(5年毎に要
更新)

p. 16

別添2



▶サービス管理責任者等更新研修

こども家庭庁支援局長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「サービス管理責任者研修事業の実施について」（こ支障第34号 障発0630第7号：令和5年6月30日一部改正）の3(3)①及び4(3)①において規定されている「更新研修」の対象であって、次のいずれかに該当するもの。

▶「サービス管理責任者更新研修」

イ 令和3年度から令和7年度までに神奈川県又は他の都道府県が実施したサービス管理責任者実践研修又は更新研修を修了した以下の①～②のいずれかに該当する者<旧体系以外>

① 申込時点で、サービス管理責任者の配置が必要な障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業所に所属しており、サービス管理責任者として従事している者又は従事しようとするもの

② ①以外の事業所等に所属しているが、今後、サービス管理責任者として従事しようとするもの

▶「児童発達支援管理責任者更新研修」

イ 令和3年度から令和7年度までに神奈川県又は他の都道府県が実施した児童発達支援管理責任者実践研修又は更新研修を修了した以下の①～②のいずれかに該当するもの<旧体系以外>

① 申込時点で、児童発達支援管理責任者の配置が必要な児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等に所属しており、児童発達支援管理責任者として従事している者又は従事しようとするもの

② ①以外の事業所等に所属しているが、今後、児童発達支援管理責任者として従事しようとするもの

▶その他、神奈川県が必要と認める者

(留意事項)

平成31年3月31日までにサービス管理責任者研修及び児童発達支援管理責任者研修（以下「サービス管理責任者等研修」という。）を修了したもので、令和6年4月1日以降もサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）として従事する予定の方は、令和6年3月31日までにサービス管理責任者等更新研修（以下「更新研修」という。）を修了する必要があります。また、更新研修を修了した後は、修了日の属する年度の翌年度を初年度として、同年度以降5年度ごとに更新研修を修了する必要があります。

7 講師氏名

▶サービス管理責任者補足研修（相談支援従事者初任者研修）

号	名前	専門分野	保有資格	国研修
1	中川 裕章	共同生活援助分野, 地域移行支援, 地域定着支援, 計画相談支援, 障害児相談支援, 障害児通所支援分野	柔道整復師, 鍼灸師, 主任相談支援専門員, サービス管理責任者, 児童発達支援管理責任者	相談支援従事者指導者養成研修, サビ児管指導者養成研修修了
2	藤井 知佳	就労継続支援分野	社会福祉士, 精神保健福祉士, 主任相談支援専門員, サービス管理責任者, 日本精神保健福祉士協会認定精神保健福祉士	相談支援従事者指導者養成研修, サビ児管指導者養成研修修了
3	溝口 哲哉	地域移行支援, 地域定着支援, 計画相談支援, 障害児相談支援分野	社会福祉士, 相談支援専門員	相談支援従事者指導者養成研修, サビ児管指導者養成研修修了
4	森木 聡人	地域移行支援, 地域定着支援, 計画相談支援, 障害児相談支援分野	社会福祉士, 精神保健福祉士 宮城県社会福祉士会認定社会福祉士, 主任相談支援専門員	相談支援従事者指導者養成研修, サビ児管指導者養成研修修了
5	李 曉冬	地域移行支援, 地域定着支援, 計画相談支援, 障害児相談支援分野	社会福祉士, 精神保健福祉士 宮城県社会福祉士会認定社会福祉士, 主任相談支援専門員	相談支援従事者指導者養成研修, サビ児管指導者養成研修修了

▶サービス管理責任者等基礎研修

号	名前	専門分野	保有資格	国研修
1	小倉 由起子	障害児通所支援分野	サービス管理責任者, 児童発達支援管理者責任者, 社会福祉士	サビ児管指導者養成研修修了
2	菊田 順一	就労継続支援分野	サービス管理責任者, 児童発達支援管理者責任者, 公認心理師	サビ児管指導者養成研修修了
3	柴田 英輔	障害児通所支援分野	サービス管理責任者, 児童発達支援管理者責任者, 保育士, 柔道整復師	サビ児管指導者養成研修修了
4	中川 裕章	共同生活援助分野, 地域移行支援, 地域定着支援, 計画相談支援, 障害児相談支援, 障害児通所支援分野	柔道整復師, 鍼灸師, 主任相談支援専門員, サービス管理責任者, 児童発達支援管理責任者	相談支援従事者指導者養成研修, サビ児管指導者養成研修修了
5	藤井 知佳	就労継続支援分野	社会福祉士, 精神保健福祉士, 主任相談支援専門員, サービス管理責任者, 日本精神保健福祉士協会認定精神保健福祉士	相談支援従事者指導者養成研修, サビ児管指導者養成研修修了
6	溝口 哲哉	地域移行支援, 地域定着支援, 計画相談支援, 障害児相談支援分野	社会福祉士, 相談支援専門員	相談支援従事者指導者養成研修, サビ児管指導者養成研修修了
7	森木 聡人	地域移行支援, 地域定着支援, 計画相談支援, 障害児相談支援分野	社会福祉士, 精神保健福祉士 宮城県社会福祉士会認定社会福祉士, 主任相談支援専門員	相談支援従事者指導者養成研修, サビ児管指導者養成研修修了
8	米山 卓哉	精神科訪問看護分野, 就労継続支援分野	サービス管理責任者, 児童発達支援管理者責任者, 理学療法士, 介護支援専門員	サビ児管指導者養成研修修了
9	若井 晃	障害児通所支援分野	柔道整復師, 理学療法士, 介護支援専門員, サービス管理責任者, 児童発達支援管理責任者	サビ児管指導者養成研修修了
10	李 曉冬	地域移行支援, 地域定着支援, 計画相談支援, 障害児相談支援分野	社会福祉士, 精神保健福祉士 宮城県社会福祉士会認定社会福祉士, 主任相談支援専門員	相談支援従事者指導者養成研修, サビ児管指導者養成研修修了

五十音図

▶サービス管理責任者等実践研修

号	名前	専門分野	保有資格	国研修
1	小倉 由起子	障害児通所支援分野	サービス管理責任者, 児童発達支援管理者責任者, 社会福祉士	サビ児管指導者養成研修修了
2	菊田 順一	就労継続支援分野	サービス管理責任者, 児童発達支援管理者責任者, 公認心理師	サビ児管指導者養成研修修了
3	柴田 英輔	障害児通所支援分野	サービス管理責任者, 児童発達支援管理者責任者, 保育士, 柔道整復師	サビ児管指導者養成研修修了
4	中川 裕章	共同生活援助分野, 地域移行支援, 地域定着支援, 計画相談支援, 障害児相談支援, 障害児通所支援分野	柔道整復師, 鍼灸師, 主任相談支援専門員, サービス管理責任者, 児童発達支援管理責任者	相談支援従事者指導者養成研修, サビ児管指導者養成研修修了
		就労継続支援分野	社会福祉士, 精神保健福祉士, 主任相談支援専門員	相談支援従事者指導者養成研

5	藤井 知佳		サービス管理責任者, 日本精神保健福祉士協会認定精神保健福祉士	修, サビ児管指導者養成研修修了
6	溝口 哲哉	地域移行支援, 地域定着支援, 計画相談支援, 障害児相談支援分野	社会福祉士, 相談支援専門員	相談支援従事者指導者養成研修, サビ児管指導者養成研修修了
7	森木 聡人	地域移行支援, 地域定着支援, 計画相談支援, 障害児相談支援分野	社会福祉士, 精神保健福祉士 宮城県社会福祉士会認定社会福祉士, 主任相談支援専門員	相談支援従事者指導者養成研修, サビ児管指導者養成研修修了
8	米山 卓哉	精神科訪問看護分野, 就労継続支援分野	サービス管理責任者, 児童発達支援管理者責任者, 理学療法士, 介護支援専門員	サビ児管指導者養成研修修了
9	若井 晃	障害児通所支援分野	柔道整復師, 理学療法士, 介護支援専門員, サービス管理責任者, 児童発達支援管理責任者	サビ児管指導者養成研修修了
10	李 曉冬	地域移行支援, 地域定着支援, 計画相談支援, 障害児相談支援分野	社会福祉士, 精神保健福祉士 宮城県社会福祉士会認定社会福祉士, 主任相談支援専門員	相談支援従事者指導者養成研修, サビ児管指導者養成研修修了

五十音順

▶サービス管理責任者等更新研修

号	名前	専門分野	保有資格	国研修
1	小倉 由起子	障害児通所支援分野	サービス管理責任者, 児童発達支援管理者責任者, 社会福祉士	サビ児管指導者養成研修修了
2	菊田 順一	就労継続支援分野	サービス管理責任者, 児童発達支援管理者責任者, 公認心理師	サビ児管指導者養成研修修了
3	柴田 英輔	障害児通所支援分野	サービス管理責任者, 児童発達支援管理者責任者, 保育士, 柔道整復師	サビ児管指導者養成研修修了
4	中川 裕章	共同生活援助分野, 地域移行支援, 地域定着支援, 計画相談支援, 障害児相談支援, 障害児通所支援分野	柔道整復師, 鍼灸師, 主任相談支援専門員, サービス管理責任者, 児童発達支援管理責任者	相談支援従事者指導者養成研修, サビ児管指導者養成研修修了
5	藤井 知佳	就労継続支援分野	社会福祉士, 精神保健福祉士, 主任相談支援専門員, サービス管理責任者, 日本精神保健福祉士協会認定精神保健福祉士	相談支援従事者指導者養成研修, サビ児管指導者養成研修修了
6	溝口 哲哉	地域移行支援, 地域定着支援, 計画相談支援, 障害児相談支援分野	社会福祉士, 相談支援専門員	相談支援従事者指導者養成研修, サビ児管指導者養成研修修了
7	森木 聡人	地域移行支援, 地域定着支援, 計画相談支援, 障害児相談支援分野	社会福祉士, 精神保健福祉士 宮城県社会福祉士会認定社会福祉士, 主任相談支援専門員	相談支援従事者指導者養成研修, サビ児管指導者養成研修修了
8	米山 卓哉	精神科訪問看護分野, 就労継続支援分野	サービス管理責任者, 児童発達支援管理者責任者, 理学療法士, 介護支援専門員	サビ児管指導者養成研修修了
9	若井 晃	障害児通所支援分野	柔道整復師, 理学療法士, 介護支援専門員, サービス管理責任者, 児童発達支援管理責任者	サビ児管指導者養成研修修了
10	李 曉冬	地域移行支援, 地域定着支援, 計画相談支援, 障害児相談支援分野	社会福祉士, 精神保健福祉士 宮城県社会福祉士会認定社会福祉士, 主任相談支援専門員	相談支援従事者指導者養成研修, サビ児管指導者養成研修修了

五十音順

8 ファシリテーター

号	名前	専門分野	略歴・業績	保有資格
1	阿部 さや香	就労継続支援分野	サービス管理責任者, 施設管理者 (サンライク黒川)	サービス管理責任者, 児童発達支援 管理者責任者, 社会福祉士, 精神保 健福祉士
2	安藤 浩樹	障害児通所支援分野	児童発達支援管理者, 施設管理者 (プランズゲート)	サービス管理責任者, 児童発達支援 管理者責任者, 保育士
3	石神 直美	就労継続支援分野	サービス管理責任者, 施設管理者 (サンライク高蔵寺)	サービス管理責任者, 児童発達支援 管理者責任者, 介護福祉士
4	伊藤 達也	計画相談, 障害児相談支援, 地域定 着支援, 地域移行支援分野	相談支援専門員, 施設管理者 (サンプラン)	サービス管理責任者, 児童発達支援 管理者責任者, 相談支援専門員
5	小浜 勇太	計画相談, 障害児相談支援, 地域定 着支援, 地域移行支援分野	相談支援専門員, 施設管理者 (プランズゲート)	サービス管理責任者, 児童発達支援 管理者責任者, 相談支援専門員
6	柏本 知成	共同生活援助分野	サービス管理責任者, 施設管理者 (豊田キャリアセンター)	サービス管理責任者, 児童発達支援 管理者責任者
7	喜瀬 和也	計画相談, 障害児相談支援, 地域定 着支援, 地域移行支援分野	相談支援専門員, 施設管理者 (サンライク)	サービス管理責任者, 児童発達支援 管理者責任者, 相談支援専門員
8	窪地 晋	就労移行支援	施設管理者 (株式会社 Kyomi)	サービス管理責任者, 児童発達支援 管理者責任者
9	佐久本 将太郎	障害児通所支援分野	児童発達支援管理者, 施設管理者 (エミタス)	サービス管理責任者, 児童発達支援 管理者責任者
10	中森 香里	就労継続支援分野	サービス管理責任者, 施設管理者 (サンライク楠)	サービス管理責任者, 児童発達支援 管理者責任者, 介護福祉士
11	成瀬 毅	就労継続支援分野	サービス管理責任者, 施設管理者 (NPO 法人アップル・シード)	サービス管理責任者, 児童発達支援 管理者責任者, 訪問介護 2 級
12	西岡 輝	就労継続支援分野	サービス管理責任者, 施設管理者 (有限会社 CHEER ライフ 13)	サービス管理責任者, 児童発達支援 管理者責任者, 介護福祉士
13	古市 智子	就労移行支援分野	サービス管理責任者, 施設管理者 (サンライク高蔵寺)	サービス管理責任者, 児童発達支援 管理者責任者
14	丸山 卓磨	就労移行支援分野	サービス管理責任者, 施設管理者 (春日井キャリアセンター)	サービス管理責任者, 児童発達支援 管理者責任者
15	森田 陽介	就労継続支援分野	サービス管理責任者, 施設管理者 (サンライク大曽根)	サービス管理責任者, 児童発達支援 管理者責任者, 実務者研修

五十音順

9 受講申し込み

・サービス管理責任者補足研修およびサービス管理責任者等基礎研修申し込みについて

(1) 申込書類

号	書類	様式	全員	該当者のみ	留意事項
1	受講申込書 (推薦書)	様式 1	○		・東北福祉カレッジのホームページ (http://www.tohoku-fukushi.com) からダウンロードして作成してください。 ・別紙「受講申込書等作成上の留意事項」、「記入例」参照
2	実務経験証明書	様式 2	○		
3	実務経験確認表	様式 3	○		
4	返信用封筒	角形 2 号 円切手 添付	○		・受講可否及び受講案内の通知に使用します。 ・ <u>返信先(所属事業所名・住所等)と申込者氏名(様)</u> を明記してください。 ・申込者人数分必要です。
5	受講要件に関する 資格証明書	写し		○	
6	戸籍抄本			○	・申込書と資格証明書等に記載の氏名が異なる場合は、提出してください。 ・ <u>新・旧姓が両方記載されている場合、運転免許証の両面コピーでも可</u>
7	雇い入れ内定書の 写し			○	・新たにサービス管理責任者等として雇用予定の場合に、 <u>代表者職・氏名、事業所印、内定者名、雇用開始日、従事内容等</u> が記載されているものを提出してください。

180 円切手

- * 提出いただいた書類は、写しも含め、いかなる場合も返却いたしません。
- * 記載漏れや提出漏れ等の不備があった場合、受付できない場合があります。

(2) 提出方法

簡易書留にてお申込み願います。左記方法以外は受講申し込みを受領いたしません。

(留意事項)

- * 持ち込み提出は受理できません。全て郵送でお申込みください。
- * 同一事業所(法人)から複数の受講希望者の各必要書類をまとめて封入し、お申込みできます。その際は、「受講希望者名」、「合計人数」、「優先順位」を記載した添書を同封してください。

・サービス管理責任者等実践研修申し込みについて

号	内 容	備 考
1	・基礎研修の修了証書の写し	平成31年度以降の基礎研修修了証書の写し。他都道府県で交付されたものでも構いません。
2	・返信用封筒 2枚 (角形2号 180円切手貼付)	受講可否通知書及び修了証書の送付に使用しますので、必ず2枚提出してください。
3	・住民票抄本(原本)	いずれの事業所等にも所属していない場合、住所地証明として必要です。
4	・戸籍抄本(原本)	受講申込書や実務経験証明書と、修了証書等に記載の氏名が異なる場合、確認用として添付が必要。
5	・採用内定通知書等の写し (任意様式)	推薦を受ける事業所等に、申込時点では所属していないが、既に採用が決定している方のみ必要です。 代表者職・氏名、事業所印、内定者名、雇用開始日、従事内容等が記載されているものを提出してください。

要件	内 容	HP掲載様式
基礎研修修了後二年以上の実務経験で申し込む場合	・受講申込書(推薦書) 【様式1または様式2】 ※該当のいずれかの様式で提出。以下同様です	【様式1】サービス管理責任者実践研修用 【様式2】児童発達支援管理責任者実践研修用 ※当カレッジHPより、ダウンロードしてご使用ください。
	・実務経験証明書 【様式3または様式4】	【様式3】サービス管理責任者実践研修用 【様式4】児童発達支援管理責任者実践研修用

要件	内 容	HP掲載様式
基礎研修修了後、実務経験六カ月短縮で申し込む場合	・受講申込書(推薦書) 【様式5または様式6】 ※該当のいずれかの様式で提出。以下同様です	【様式5】サービス管理責任者実践研修用 【様式6】児童発達支援管理責任者実践研修用 ※当カレッジHPより、ダウンロードしてご使用ください。
	・6カ月間のOJTで実践研修を受講するためには、基礎研修受講時点で実務経験要件を満たすこと：(様式7または8)は下記	
	・実務経験証明書 【様式7または様式8】	【様式7】サービス管理責任者実践研修用 【様式8】児童発達支援管理責任者実践研修用
	・資格証明書などの写し	【様式7】または【様式8】において、資格などが関係する場合は資格などの写しを提出してください。
	・基礎研修修了後に個別支援計画作成の業務に従事すること：(様式9または10)および業務に従事する旨を指定権者に届け出ていること：(届け出の写し)は下記	
	・実務経験証明書 【様式9または様式10】	【様式9】サービス管理責任者実践研修用 【様式10】児童発達支援管理責任者実践研修用
・指定権者へ提出した届け出の写し	【様式9】または【様式10】に係わる業務に従事することについて、指定権者に提出した届け出(変更届書等)の写しを添付ください。	

・留意事項

※令和5年6月30日付けこ支障第34号 障発 0630 第7号に基づき、基礎研修受講開始時点でサービス管理責任者等として配置に必要な実務経験を満たしていた者で、以下のいずれかの業務に従事している場合は、実践研修の受講に必要な実務経験は6か月以上とします。

① サービス管理責任者等のもとで基礎研修修了者が個別支援計画の原案の作成までの一連の業務に従事する場合。

② やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所等において、実務経験者がサービス管理責任者等とみなして個別支援計画の作成の一連の業務に従事する場合。

③ 令和3年度末までに実務経験者が基礎研修修了者となり、サービス管理責任者等とみなして個別支援計画の作成の一連の業務に従事する場合。

※ただし、上記①から③の業務に従事している（していた）場合でも、その業務に①従事することについて、指定権者に届出を行っていることが必要です。また、①から③の従事期間が6か月に満たない場合は、実践研修の受講要件を満たしませんので、御注意ください。

・サービス管理責任者等更新研修申し込みについて

号	内 容	備 考
1	・直近で修了した実践研修, 更新研修 修了書の写し	令和3年度から令和7年度までに修了したサービス管理責任者等研修または児童発達支援管理責任者実践研修又は更新研修の修了証書の写し。他都道府県で交付されたものでも構いません。
2	・返信用封筒 2枚 (角形2号切手180円貼付)	受講可否通知書及び修了証書の送付に使用しますので, 必ず2枚提出してください。
3	・住民票抄本 (原本)	いずれの事業所等にも所属していない場合, 住所地証明として必要です。
4	・戸籍抄本 (原本)	受講申込書や実務経験証明書と, 修了証書等に記載の氏名が異なる場合, 確認用として添付が必要。
5	・採用内定通知書等の写し (任意様式)	推薦を受ける事業所等に, 申込時点では所属していないが, 既に採用が決定している方のみ必要です。 代表者職・氏名, 事業所印, 内定者名, 雇用開始日, 従事内容等が記載されているものを提出してください。

・サービス管理責任者等更新研修受講申込書様式について

号	内 容	HP 掲載様式
1	・サービス管理責任者更新研修受講申込書	【様式1】 サービス管理責任者更新研修用 令和2年度から令和6年度までに修了したサービス管理責任者実践研修又は更新研修の修了証書の写しを添付してください。
2	・児童発達支援管理責任者更新研修受講申込書	【様式2】 児童発達支援管理責任者更新研修用 令和3年度から令和7年度までに修了した児童発達支援管理責任者実践研修又は更新研修の修了証書の写しを添付してください。
3	・実務経験証明書	【様式3】 サービス管理責任者更新研修用 【様式4】 児童発達支援管理責任者更新研修用

(留意事項)

* 修了証書に記載される修了日は, 研修最終日の日付になります。

(留意事項)

- ※ 受講者の決定は先着順ではなく、書類選考となります。 受講要件と受講申込書の内容を十分に御確認の上、お申し込みください。
- ※ お申込みいただいた受講日程で選考漏れした場合は、別日の開催に御案内しますので予めご理解の程、よろしくお願いいたします。

(3) 申込先

東北福祉カレッジ 障害福祉課宛

(〒980-0003 仙台市青葉区小田原 4-2-50-2)

封筒記入例

＜角形2号封筒 表面(例)＞

〒980-0003
仙台市青葉区小田原四丁目一番五十二
東北福祉カレッジ
障害福祉課宛

サービス管理責任者等基礎研修
（コース）
○人分
申込書
在中

※朱書き

同一事業所(法人)で複数名をまとめて申込む場合は、必ず合計人数を明記して下さい。

＜角形2号封筒 裏面(例)＞

〒000-0000
所属事業所住所
事業所名
受講者様 氏名

返信用封筒記入例

180円切手

＜表面例＞

〒000-0000
事業所住所
事業所名
所属長名(様)
【受講希望者名(様)】

サービス管理責任者等基礎研修
書類在中

＜返信用封筒について＞

- * 角形2号封筒 (240×332mm)。
- * 切手を貼り付けてください。
- * 受講申込者1人に対し1枚必要です。
⇒複数名まとめてお申込みされる場合は、人数分の返信用封筒を用意ください。
- * 二つ折りにして封入してください。
(外袋開封時の破れ防止のため。)

10 受講料, 受講範囲

- (1) 受講料は下記予定となりますが、講師指示の教材や受講者数により変動する場合があります。
- (2) 納入方法は、受講が決定した方へ結果通知と併せて払込み方法の詳細を通知いたします。

・サービス管理責任者等基礎研修

過去の研修受講状況	受講料(税別)	受講日数	受講する範囲
・相談支援従事者初任者研修修了者 ・サービス管理責任者補足研修(相談支援従事者初任者研修(講義部分))修了者	上限 33,000 円	2 日間	3 日目, 4 日目
・上記に該当しない方	上限 51,168 円	4 日間	全課程の 4 日間 すべて

・サービス管理責任者等実践研修

過去の研修受講状況	受講料(税別)	受講日数	受講する範囲
・サービス管理責任者等基礎研修修了者	上限 33,000 円	2 日間	全課程の 2 日目 すべて

・サービス管理責任者等更新研修

過去の研修受講状況	受講料(税別)	受講日数	受講する範囲
・サービス管理責任者等基礎研修修了者	上限 33,000 円	2 日間	全課程の 2 日目 すべて

11 受講者の決定(基礎・実践・更新研修共通)

(1) 選考基準

受講申込者が定員を超えた場合は申込み内容を審査のうえ、神奈川県サービス管理責任者等研修「更新研修」の受講者選考基準に基づき決定します。

募集定員を超過した場合、以下の①～③に該当する者を優先して受講決定します。

- ① 今年度又は次年度の早い時期に新規に事業を開始しようとする場合であって、本研修の受講希望者以外に代替する職員がいない事業所に配置予定の者
- ② 既に事業開始しているが、現在サービス管理責任者等欠如している又は今後欠如する予定(今年度もしくは次年度の早い時期)にあり、代替する職員がいない事業所に配置予定の者
- ③ 本研修の修了日から6ヵ月もしくは2年以内にサービス管理責任者等として配置予定の者

(2) 受講決定通知

受講可否の通知については、申込時に送付された「返信用封筒」により随時、普通郵便にて発送いた

します。

(留意事項)

- * 募集定員を超過した場合、申込書の日程変更希望の有無を参考に、受講日程を変更する場合がございます。
- * 当カレッジが実務経験等の受講要件等について精査し、指定障害福祉サービス事業者等の指定権者に(1)の内容等を確認後に決定します。
- *

1 2 事前課題 (受講決定者：基礎・実践・更新研修共通)

- (1) 演習の際使用する、事前課題があります。
- (2) 詳細については、受講決定後、受講決定通知及び当カレッジホームページにて御案内いたします。

1 3 修了証書 (補足研修・基礎・実践・更新研修共通)

(1) 修了要件について

全ての研修課程を修了した方に、「サービス管理責任者補足研修」「サービス管理責任者基礎研修」又は「児童発達支援管理責任者基礎研修」、「サービス管理責任者実践研修」又は「児童発達支援管理責任者実践研修」、「サービス管理責任者更新研修」又は「児童発達支援管理責任者更新研修」修了証書を交付いたします。

なお、以下の①～④に該当する場合は、研修修了者とはなりません。

- ① 欠席、遅刻、早退等により受講を中断した場合。
(受講中断した時点から受講継続は認めず、途中まで受講した分の受講証明書等の発行は一切ありません。)
- ② 期日までに、事前課題の提出が無い場合。
- ③ 受講態度が著しく悪いと判断された場合。
(私語、居眠り、講師等の指示に応じない、その他周囲への迷惑行為等)
- ④ 提出された受講申込書(推薦書)、実務経験証明書等に虚偽の申告が認められた場合や悪質な状態と判断された場合は、直ちにその者の受講を取消し、今後の同事業所(法人)の申込みは受付しないものとします。

(2) 交付する修了証書の種類について (基礎・実践・更新研修共通)

受講申込書の記載内容に基づき、下記のうち 1枚を交付 します。但し、実務要件を満たしている場合についてはサービス管理責任者および児童発達支援管理責任者補足研修・基礎・実践・更新研修修了書 各1枚 交付します。

- ① 「サービス管理責任者補足研修」の修了書
- ② 「サービス管理責任者基礎研修」の修了証書
- ③ 「児童発達支援管理責任者基礎研修」の修了証書
- ④ 「サービス管理責任者実践研修」の修了証書

- ⑤ 「児童発達支援管理責任者実践研修」の修了証書
- ⑥ 「サービス管理責任者更新研修」の修了証書
- ⑦ 「児童発達支援管理責任者更新研修」の修了証書

(3) 修了証書の取り扱いについて (基礎・実践・更新研修共通)

- ① 「サービス管理責任者研修」修了証書の交付を受けた。
⇒サービス管理責任者と併せて、児童発達支援管理責任者の配置要件も満たしている場合、「サービス管理責任者」の修了証書で、児童発達支援管理責任者として配置可能です。
- ② 「児童発達支援管理責任者研修」修了証書の交付を受けた。
⇒児童発達支援管理責任者と併せて、サービス管理責任者の配置要件も満たしている場合、「児童発達支援管理責任者」の修了証書で、サービス管理責任者として配置可能です。
本研修の修了証書は、研修の修了を証明するものであって、サービス管理責任者等として必要な経歴等を証明するものではありません。

(留意事項)

- * 配置要件の詳細は、事業者の指定等を担当する機関にお問い合わせください。
- * 交付後の変更は原則できません。申込書の記載に誤りがないよう御注意ください。

14 個人情報の取り扱いについて

- (1) 受講希望者からお申込み時に寄せられた個人情報については、本研修の進行管理において必要な各種連絡、出席者名簿の作成及び修了者名簿の作成に使用します。なお、個人情報の取り扱いについては、当カレッジの個人情報保護規程に基づき十分な注意を払い管理いたします。
- (2) 研修修了者の修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日、住所等の情報は、神奈川県サービス管理責任者等研修事業実施要綱の規定により、神奈川県に提供します。

15 感染症などに関する事項について

- (1) 受講前に、自宅等での検温をお願いします。また次の①～③に該当する方については、他の受講者等への感染等を防止するため、受講をお断りします。
 - ① 風邪のような症状がある方
 - ② 2週間以内に海外(感染流行国)又は国内の感染流行地域(クラスター等)へ旅行・出張した方
 - ③ 所属事業所にて流行性の感染症報告が明らかな場合、またそれに伴い自身及び同居されている方が自宅待機をされている場合

(留意事項)

- * 自然災害や感染症等の影響により、研修を変更・延期又中止する場合等、東北福祉カレッジホームページでお知らせいたします。個別通知は行いませんので、御了承ください。
- * 東北福祉カレッジホームページ (<http://www.tohoku-fukushi.com>)

16 問い合わせ先（月曜日を除く午前9時～午後5時）

- (1) 東北福祉カレッジ 障害福祉課
- (2) TEL：022-256-1931 FAX：022-281-8617
- (3) ホームページ：<http://www.tohoku-fukushi.com>

17 使用教材

・サービス管理責任者補足研修

- (1) 令和7年度 相談支援従事者初任者研修指導者養成研修 資料

・サービス管理責任者等基礎研修

- (2) 令和7年度 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修 資料

・サービス管理責任者等実践研修

- (1) 令和7年度 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修 資料

・サービス管理責任者等更新研修

- (1) 令和7年度 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修 資料

18 事業者の名称,所在地

- (1) 名称：東北福祉カレッジ 神奈川校
- (2) 所在地：〒224-0032 神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央10-1

19 研修事業執行担当部署

- (1) 名称：東北福祉カレッジ 本部（事務局）
- (2) 所在地：〒980-0003 仙台市青葉区小田原4-2-50-2

20 苦情対応部署

- (1) 研修に関して下記の苦情などの窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。
- (2) 苦情対応部署：事務局長 池田幸恵 電話 022-256-1931

21 その他 留意事項

- (1) 事業実施により知り得た受講者などの個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。
- (2) 受講者などが実習などで知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。

附則

- ・この学則は、令和8年2月1日より施行する。

別紙2

「サービス管理責任者補足研修およびサービス管理責任者等基礎研修 受講申込書作成上の留意事項」

1 受講申込書 様式1 ※ 「記入例」と併せて御確認ください。

- (1) 法人代表者又は所属長の推薦を受けてください。
- (2) 氏名・生年月日は修了証書に記載します。略字なくお間違いの無いように御記入ください。
- (3) 受講者氏名欄は、必ず受講者本人が自筆で御記入ください。
- (4) 受講理由の事業所サービス種別は、以下の①～⑱から番号を選択して御記入ください。

①	療養介護	⑩	就労継続支援B型
②	生活介護	⑪	就労定着支援
③	自立訓練（機能訓練）	⑫	児童発達支援
④	自立訓練（生活訓練）	⑬	医療型児童発達支援
⑤	施設入所支援	⑭	居宅訪問型児童発達支援
⑥	共同生活援助	⑮	放課後等デイサービス
⑦	自立生活援助	⑯	保育所等訪問支援
⑧	就労移行支援	⑰	障害児入所支援（福祉型）
⑨	就労継続支援A型	⑱	障害児入所支援（医療型）

- (5) 受講要件に関わる資格として、「児童指導員」を記入される場合は、資格証（小・中・高等学校のいずれかの教員免許状や社会福祉士，精神保健福祉士の登録証等）又は、成績証明等の資格を証明できる書類の写しを添付してください。
- (6) 記載内容に不備等があれば、確認の為お問い合わせをする場合がございます。
- (7) 受講決定通知後における申込書記載内容の変更請求及びこのことによる再選考の御依頼には応じられませんので、受講要件等よくお確かめの上、作成ください。

2 実務経験証明書 様式2 ※ 「記入例」と併せて御確認ください。

- (1) 事業所等の法人代表者又は所属事業所代表者等で作成・発行を受けてください。
- (2) 提出は原本に限ります。また、当カレッジの令和5年度様式以外の証明書は原則認めません。
- (3) 記載を訂正する場合は、事業所印で訂正印を押印してください。担当者等の個人印での押印は認めません。
- (4) 実務経験証明期間について、受講申込日（申込書作成日）の時点で実務経験（年月日数）等を満たさない者が、以下の期間までを期限として実務経験を満たす者として申込者（推薦者）が証明できれば「見込み受講者」として申請できます。

全日程	実務経験を満たす期間	実務経験証明書の提出日
第1回	令和8年2月1日まで	令和8年2月28日まで 消印有効
第2回	令和8年3月1日まで	令和8年2月28日まで 消印有効
第3回	令和8年4月1日まで	令和8年4月30日まで 消印有効
第4回	令和8年5月1日まで	令和8年5月30日まで 消印有効
第5回	令和8年6月1日まで	令和8年6月30日まで 消印有効
第6回	令和8年7月1日まで	令和8年7月30日まで 消印有効
第7回	令和8年8月1日まで	令和8年8月30日まで 消印有効
第8回	令和8年9月1日まで	令和8年9月30日まで 消印有効
第9回	令和8年10月1日まで	令和8年10月30日まで 消印有効
第10回	令和8年11月1日まで	令和8年11月30日まで 消印有効
第11回	令和8年12月1日まで	令和8年12月30日まで 消印有効
第12回	令和9年1月1日まで	令和9年1月30日まで 消印有効

(5) 実務経験を満たした時点で再度、不足分の「実務経験証明書」様式2を作成し、修了証書送付用封筒(角形2号サイズ)を同封のうえ、郵送(簡易書留)にて提出して下さい。なお、持ち込み提出は受理できません。

(留意事項)

* 見込み受講者は、研修最終日で修了証書の交付はありません。不足分の実務経験証明書の提出後、書類審査を経て、事業所住所に御本人様宛てで修了証書を研修事務局より発送いたします。

* 修了証書に記載される修了日は、研修最終日の日付になります。

3 実務経験確認表 **様式3** ※「記入例」と併せて御確認ください。

(1) 事業所種別の「号」と「業務記号」は別紙1(サービス管理責任者基礎研修の受講要件となる実務経験一覧表)、別紙1-1(児童発達支援管理責任者基礎研修の受講要件となる実務経験一覧表)を参照の上、記入願います。

(2) 提出する実務経験証明書の枚数分を記載ください。業務従事期間と従事年数、従事日数は必ず同じく記載ください。

「サービス管理責任者等実践研修 受講申込書作成上の留意事項」

1 受講申込書 ※ HP 掲載の「記入例」と併せて御確認ください。

- (1) 法人代表者又は所属長の推薦を受けてください。
- (2) 氏名・生年月日は修了証書に記載します。略字なくお間違いの無いように御記入ください。
- (3) 受講者氏名欄は、必ず受講者本人が自筆で御記入ください。
- (4) 受講理由の事業所サービス種別は、以下の①～⑱から番号を選択して御記入ください。

①	療養介護	⑩	就労継続支援B型
②	生活介護	⑪	就労定着支援
③	自立訓練（機能訓練）	⑫	児童発達支援
④	自立訓練（生活訓練）	⑬	医療型児童発達支援
⑤	施設入所支援	⑭	居宅訪問型児童発達支援
⑥	共同生活援助	⑮	放課後等デイサービス
⑦	自立生活援助	⑯	保育所等訪問支援
⑧	就労移行支援	⑰	障害児入所支援（福祉型）
⑨	就労継続支援A型	⑱	障害児入所支援（医療型）

- (5) 受講要件に関わる資格として、「**児童指導員**」を記入される場合は、資格証（小・中・高等学校のいずれかの教員免許状や社会福祉士、精神保健福祉士の登録証等）又は、成績証明等の資格を証明できる書類の写しを添付してください。
- (6) 記載内容に不備等があれば、確認の為お問い合わせをする場合がございます。
- (7) 受講決定通知後における申込書記載内容の変更請求及びこのことによる再選考の御依頼には応じられませんので、受講要件等よくお確かめの上、作成ください。

2 実務経験証明書 ※HP 掲載の「記入例」と併せて御確認ください。

- (1) 事業所等の法人代表者又は所属事業所代表者等で作成・発行を受けてください。
- (2) 提出は原本に限ります。また、当カレッジの令和5年度様式以外の証明書は原則認めません。
- (3) 記載を訂正する場合は、事業所印で訂正印を押印してください。担当者等の個人印での押印は認めません。
- (4) 実務経験証明期間について、受講申込日（申込書作成日）の時点で実務経験（年月日数）等を満たさない者が、以下の期間までを期限として実務経験を満たす者として申込者（推薦者）が証明できれば「**見込み受講者**」として申請できます。

全日程	実務経験を満たす期間	実務経験証明書の提出日
第1回	令和8年2月1日まで	令和8年2月28日まで 消印有効
第2回	令和8年3月1日まで	令和8年2月28日まで 消印有効
第3回	令和8年4月1日まで	令和8年4月30日まで 消印有効
第4回	令和8年5月1日まで	令和8年5月30日まで 消印有効
第5回	令和8年6月1日まで	令和8年6月30日まで 消印有効
第6回	令和8年7月1日まで	令和8年7月30日まで 消印有効
第7回	令和8年8月1日まで	令和8年8月30日まで 消印有効
第8回	令和8年9月1日まで	令和8年9月30日まで 消印有効
第9回	令和8年10月1日まで	令和8年10月30日まで 消印有効
第10回	令和8年11月1日まで	令和8年11月30日まで 消印有効
第11回	令和8年12月1日まで	令和8年12月30日まで 消印有効
第12回	令和9年1月1日まで	令和9年1月30日まで 消印有効

(5) 実務経験を満たした時点で再度、不足分の「実務経験証明書」様式2を作成し、修了証書送付用封筒(角形2号サイズ)を同封のうえ、郵送(簡易書留)にて提出して下さい。なお、持ち込み提出は受理できません。

(留意事項)

* 見込み受講者は、研修最終日で修了証書の交付はありません。不足分の実務経験証明書の提出後、書類審査を経て、事業所住所に御本人様宛てで修了証書を研修事務局より発送いたします。

* 修了証書に記載される修了日は、研修最終日の日付になります。

3 実務経験確認表※HP 掲載の「記入例」と併せて御確認ください。

- (1) 事業所種別の「号」と「業務記号」は別表 2（サービス管理責任者実践研修の受講要件となる実務経験一覧表）、別表 2 児童発達支援管理責任者実践研修の受講要件となる実務経験一覧表）を参照の上、記入願います。
- (2) 提出する実務経験証明書の枚数分を記載ください。業務従事期間と従事年数、従事日数は必ず同じく記載ください。

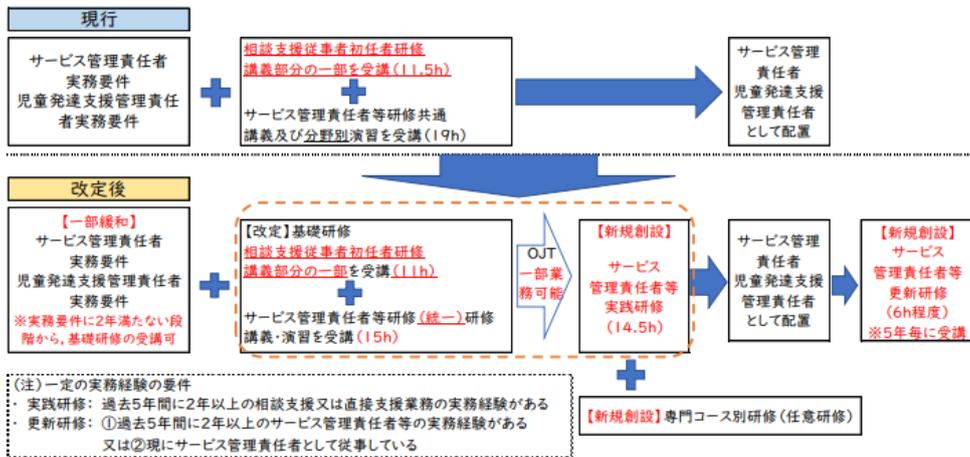
要件	内容	HP 掲載様式
経験で申し込む場合 基礎研修修了後二年以上の実務	・受講申込書（推薦書） 【様式 1 または様式 2】 ※該当のいずれかの様式で提出。以下同様です	【様式 1】 サービス管理責任者実践研修用 【様式 2】 児童発達支援管理責任者実践研修用 ※当カレッジ HP より、ダウンロードしてご使用ください。
	・実務経験証明書 【様式 3 または様式 4】	【様式 3】 サービス管理責任者実践研修用 【様式 4】 児童発達支援管理責任者実践研修用

要件	内容	HP 掲載様式
基礎研修修了後、実務経験六カ月短縮で申し込む場合	・受講申込書（推薦書） 【様式 5 または様式 6】 ※該当のいずれかの様式で提出。以下同様です	【様式 5】 サービス管理責任者実践研修用 【様式 6】 児童発達支援管理責任者実践研修用 ※当カレッジ HP より、ダウンロードしてご使用ください。
	・6 カ月間の OJT で実践研修を受講するためには、基礎研修受講時点で実務経験要件を満たすこと：(様式 7 または 8) は下記	
	・実務経験証明書 【様式 7 または様式 8】	【様式 7】 サービス管理責任者実践研修用 【様式 8】 児童発達支援管理責任者実践研修用
	・資格証明書などの写し	【様式 7】 または 【様式 8】 において、資格などが関係する場合は資格などの写しを提出してください。
	・基礎研修修了後に個別支援計画作成の業務に従事すること：(様式 9 または 10) および業務に従事する旨を指定権者に届け出ていること：(届け出の写し) は下記	
	・実務経験証明書 【様式 9 または様式 10】	【様式 9】 サービス管理責任者実践研修用 【様式 10】 児童発達支援管理責任者実践研修用
	・指定権者へ提出した届け出の写し	【様式 9】 または 【様式 10】 に係わる業務に従事することについて、指定権者に提出した届け出（変更届書等）の写しを添付ください。

「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて」

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を基礎研修、実践研修、更新研修と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、一定の実務経験の要件（注）を設定。
 - * 令和元年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は令和5年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者のカリキュラムを統一し、共通で実施する。
 - * 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完する予定。
- このほか、直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和するとともに、基礎研修修了時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。
 - * 新体系移行後に既に実務要件を満たす者は、基礎研修受講後にサービス管理責任者等として配置を認める経過措置を設ける。

【見直しイメージ】



【要件緩和事項】

現 行	見直し後
①実務経験の一部緩和	
○直接支援業務 10年	○直接支援業務 8年
○実務経験を満たして研修受講 ・相談支援業務 5年 ・直接支援業務 10年 ・有資格者による相談・直接支援 3年	○基礎研修は実務要件が2年満たない段階から受講可 ・相談支援業務 5年⇒3年 ・直接支援業務 8年⇒6年 ・有資格者による相談・直接支援 3年⇒1年
②配置時の取り扱いの緩和	
○研修終了後にサービス管理責任者等として配置可	○既にサービス管理責任者等が1名配置されている場合は、実務経験を満たした基礎研修修了者は、2人目のサービス管理責任者等として配置可
○個別支援計画原案はサービス管理責任者等のみ作成可	○実務経験が2年満たない基礎研修修了者も個別支援計画原案の作成可
③研修分野統合による緩和	
○サービス管理責任者の各分野（介護、地域生活（身体）、地域生活（知的・精神）就労）、児童発達支援管理責任者別に研修を実施 ・修了した分野のみ従事可	○全分野（児童発達支援管理責任者を含む）のカリキュラムを統一し、共通で実施 ・全分野のサービスに従事可 ・平成30年度までのサービス管理責任者研修の既受講者は、共通カリキュラムの修了者とみなす

「サービス管理責任者等更新研修 受講申込書作成上の留意事項」

I 受講申込書 ※ HP 掲載の「記入例」と併せて御確認ください。

- (1) 事業所等の法人代表者又は所属事業所代表者等で作成・発行を受けてください。
- (2) 氏名・生年月日は修了証書に記載します。略字なくお間違いの無いように御記入ください。
- (3) 受講者氏名欄は、必ず受講者本人が自筆で御記入ください。
- (4) 受講理由の事業所サービス種別は、以下の①～⑱から番号を選択して御記入ください。

①	療養介護	⑩	就労継続支援B型
②	生活介護	⑪	就労定着支援
③	自立訓練（機能訓練）	⑫	児童発達支援
④	自立訓練（生活訓練）	⑬	医療型児童発達支援
⑤	施設入所支援	⑭	居宅訪問型児童発達支援
⑥	共同生活援助	⑮	放課後等デイサービス
⑦	自立生活援助	⑯	保育所等訪問支援
⑧	就労移行支援	⑰	障害児入所支援（福祉型）
⑨	就労継続支援A型	⑱	障害児入所支援（医療型）

- (5) 記載内容に不備等があれば、確認の為お問い合わせをする場合がございます。
- (6) 受講決定通知後における申込書記載内容の変更請求及びこのことによる再選考の御依頼には応じられませんので、受講要件等よくお確かめの上、作成ください。
- (7) 提出は原本に限ります。また、当カレッジの令和5年度様式以外の申込書は原則認めません。
- (8) 記載を訂正する場合は、事業所印で訂正印を押印してください。担当者等の個人印での押印は認めません。

・サービス管理責任者等更新研修申し込みについて

号	内 容	備 考
1	・直近で修了した実践研修, 更新研修 修了書の写し	令和3年度から令和7年度までに修了したサービス管理責任者等研修または児童発達支援管理責任者実践研修又は更新研修の修了証書の写し。他都道府県で交付されたものでも構いません。
2	・返信用封筒 2枚 (角形2号切手180円貼付)	受講可否通知書及び修了証書の送付に使用しますので, 必ず2枚提出してください。
3	・住民票抄本 (原本)	いずれの事業所等にも所属していない場合, 住所地証明として必要です。
4	・戸籍抄本 (原本)	受講申込書や実務経験証明書と, 修了証書等に記載の氏名が異なる場合, 確認用として添付が必要。
5	・採用内定通知書等の写し (任意様式)	推薦を受ける事業所等に, 申込時点では所属していないが, 既に採用が決定している方のみ必要です。 代表者職・氏名, 事業所印, 内定者名, 雇用開始日, 従事内容等が記載されているものを提出してください。

・サービス管理責任者等更新研修受講申込書様式について

号	内 容	HP 掲載様式
1	・サービス管理責任者更新研修受講申込書	【様式1】 サービス管理責任者更新研修用 令和2年度から令和6年度までに修了したサービス管理責任者実践研修又は更新研修の修了証書の写しを添付してください。
2	・児童発達支援管理責任者更新研修受講申込書	【様式2】 児童発達支援管理責任者更新研修用 令和3年度から令和7年度までに修了した児童発達支援管理責任者実践研修又は更新研修の修了証書の写しを添付してください。
3	・実務経験証明書	【様式3】 サービス管理責任者更新研修用 【様式4】 児童発達支援管理責任者更新研修用

(留意事項)

* 修了証書に記載される修了日は, 研修最終日の日付になります。